

「第3次与謝野町行政改革大綱」の改訂について

与謝野町では、「第3次与謝野町行政改革大綱（令和2～5年度）」の期間満了に伴い、「与謝野町行政改革推進委員会」で審議を重ね、令和6年8月に「第3次与謝野町行政改革大綱」を改訂しました。

改訂後の大綱では、改訂前の「第3次与謝野町行政改革大綱」の考え方は継続しながら、進捗している部分は更に強化するとともに、進捗していない部分は課題を整理した上で、しっかりと実行するために、第2次与謝野町総合計画の計画期間である令和8年度まで延長しています。

改訂後の「第3次与謝野町行政改革大綱」では2つの基本方針を定め、大綱の実現に向け、基本方針に沿った取り組みを推進していきます。

2つの基本方針

○基本方針1 持続可能な行財政基盤の確立

目指す姿1「安定的な財政運営の継続」のために

- ・毎年度の財政収支の推移を明確にするため、財政計画を点検・更新し、実行します。
- ・ふるさと納税の寄付増に向けた取組強化や町有財産の売却等により歳入確保に努めます。また、第3次行政改革大綱期間で進捗しなかった受益者負担の適正化も行います。

目指す姿2「行政資源の効率的・効果的な活用」のために

- ・事務事業評価の実施（住民参加型も実施）、公共施設等総合管理計画の方針の実行、デジタル技術を活用した行政手法の転換、町職員が能力を発揮できる体制づくりに取り組みます。

○基本方針2 多様な主体が協働したまちづくりの推進

目指す姿1「連携による地域課題の解決」のために

- ・「協働のまちづくり指針」に従い、地域課題の解決に向けた取り組みへの支援を行います。

目指す姿2「住民参画による町政の活性化」のために

- ・多様な住民が参加するまちづくりの実現のため、町民と行政が一緒にまちづくりを考えます。

問い合わせ先

企画財政課 企画政策係

担当：田村、渡邊

電話：0772-43-9015